

薬 第 4326 号
平成27年2月20日

一般社団法人 大阪府トラック協会 様

大阪府健康医療部薬務課長

平素は大阪府業務の各般にわたり格段のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、麻薬、覚醒剤等と同様の効果があり、麻薬などの規制薬物に化学構造を似せて作られ、「合法ハーブ」「アロマ」等などと称して販売されている危険ドラッグの使用により意識障害に陥る健康被害や幻覚症状等により二次的な犯罪や重大な交通事故を起こす等、深刻な社会問題となっています。

このような情勢を踏まえ、本府では、危険ドラッグを販売する店舗への立入調査等の指導により販売店は見られなくなっていますが、インターネットなどを介して広く販売され、宅配便などのサービスを用いて配送されている事例が散見されています。

つきましては、危険ドラッグ排除に向け、貴協会会員各位に対し、下記事項についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

運送に係る業務の途上、明らかに上記、危険ドラッグであることを知った場合は、直ちに薬務課に情報提供するとともに、契約の解除又は締結をしないこととし危険ドラッグ排除に向け協力する。

問合せ先

大阪府健康医療部薬務課 麻薬毒劇物グループ

TEL : 06-6941-9078 FAX : 06-6944-6701

Mail : yakumu-g24@sbox.pref.osaka.lg.jp